

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者（ 勤務 ）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者（ 勤務 ）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬又は賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 上記1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，  
退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1  
役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお，支払日が同日となる最終回分については，上記記載の順序で頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び賞与から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額にして，頭書金額に満つるまで。

上記により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして，頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 俸給・給料及び諸手当（ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，共済組合掛金を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 期末手当，勤勉手当（その外の賞与の性質を有するものを含む。）から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者が第三債務者から平成 年 月 日以降支払を受ける報酬及び期末手当にして、各支払期に受ける金額から所得税、住民税、 議会議員共済組合掛金を控除した金額にして、頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

債務者が第三債務者株式会社 銀行（ 支店扱い）に対して有する  
下記預金債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは，次の順序による。
  - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは，次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし，先物為替予約があるときは，原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは，次の順序による。
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金
  - (3) 通知預金
  - (4) 貯蓄預金
  - (5) 納税準備預金
  - (6) 普通預金
  - (7) 別段預金
  - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは，口座番号の若い順序による。

なお，口座番号が同一の預金が多口あるときは，預金に付せられた番号の若い順序による。

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が、下記の約束手形の不渡処分を免れるため、第三債務者の加盟する銀行協会に提供させる目的で、第三債務者（ 支店扱い）に預託した金員の返還請求権にして、頭書金額に満つるまで。

記

金 額 , , 円

支払期日 平成 年 月 日

支 払 地

支払場所

振 出 地

振 出 人

受 取 人

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に売り渡した の売掛代金債権にして、支払期の早いものから、頭書金額に満つるまで。

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する債務者と第三債務者間の下記工事の請負代金債権にして、支払期の早いものから頭書金額に満つるまで。

記

工 事 名

契 約 日 平成 年 月 日

工 事 場 所

工 事 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

工 事 代 金 , , 円

## 差 押 債 権 目 録

金 ， ， 円

ただし、債務者が東京都 区 町 丁目 番号所在、 医院名義(開設者 東京都 区 一丁目 番号、執行太郎)で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降1年が経過するまでの間に支払期の到来する、債務者の診療にかかる国民健康保険法に基づく診療報酬及び老人保健法に基づく診療報酬の各債権並びに公費負担医療費にして、支払期日の到来した順序で、支払期日が同じ場合は金額の大きい順序で頭書金額に満つるまで。

開設証明書を提出しない場合は、( )内に、開設者として債務者の住所、氏名を記載する。



## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債権者と債務者間の 地方裁判所平成 年(ヨ)第 号債権仮  
差押命令申立事件によって、申立外 が、債務者に対して負担する債務を仮差  
押えられたため、第三債務者に供託した下記供託金還付請求権及び供託利息払渡請求  
権にして、頭書金額に満つるまで。

### 記

供 託 番 号	法務局平成	年度(金)第	号
供託年月日	平成	年	月 日
供 託 金 額	金		円

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が、債権者と債務者間の 地方裁判所平成 年（モ）第  
号強制執行停止決定申立事件につき、保証として第三債務者に供託した下記供託金取  
戻請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで。

記

供 託 番 号	法務局平成 年度（金）第	号
供託年月日	平成 年 月 日	
供 託 金 額	金	円

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が、債権者と債務者間の 地方裁判所平成 年（ヨ）第  
号不動産仮差押命令申立事件につき、保証として第三債務者に供託した下記供託金取  
戻請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで。

記

供 託 番 号	法務局平成 年度（金）第	号
供託年月日	平成 年 月 日	
供 託 金 額	金	円

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記建物の賃料債権にして、本命令送達日以降支払期が到来する分から頭書金額に満つるまで。

記

( 物件の表示 )

東京都 区 一丁目 1 番 1 号所在

アパート 階 号室

## 差 押 債 権 目 録

金 , , 円

ただし、債務者が下記建物の賃貸借契約に際し、第三債務者に差し入れた敷金（保証金名目のものを含む。）の返還請求権にして、頭書金額に満つるまで。

記

（物件の表示）

東京都 区 一丁目1番1号所在

アパート 階 号室

## 差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者（ 貯金事務センター扱い ）に対して有する下記貯金債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは，次の順序による。
  - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
  
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは，次の順序による。
  - (1) 担保権の設定されていないもの
  - (2) 担保権の設定されているもの
  
- 3 数種の貯金があるときは，次の順序による。
  - (1) 定期貯金
  - (2) 定額貯金
  - (3) 積立貯金
  - (4) 住宅積立郵便貯金
  - (5) 教育積立郵便貯金
  - (6) 通常貯金
  
- 4 定期貯金，定額貯金が数口あるときは，証書番号の若い順序による。  
なお，積立貯金，通常貯金が数口あるときは，記号，番号の若い順序による。